

立憲国家の多型性——日・中の国制比較による「立憲制」概念の再検討

京都府立大学 小林啓治

京都府立大学の小林です、どうぞよろしくお願ひいたします。レジュメはもう少し文章化できたらよかったです、準備不足で、要約と文章が混在しています。誤っている箇所もあるので、適宜修正を加えながら報告したいと思います。

布川氏の紹介をいただきましたが、国際秩序についてはほとんど言及できておりません。今日は、先程も言わされました立憲制の概念の再検討ということで、そこに重点を置いた報告になると思います。では早速、報告に入りたいと思います。

はじめに

本報告の課題は大体次の3点です。第1に、憲政とは何か、正確にいうと憲政がどのように解釈されていたのかということです。特に日本の論者の解釈の幅を明らかにしながら、辛亥革命期の憲政の議論がどういう特徴を持っているのかということを考察したいと思います。憲政という言葉自体がいろいろに解釈されているので、最初から憲政はこうだという定義を持って分析をしないほうがいいと、曾田氏の本を読んで思いました。曾田氏も使われていた『大家論叢 清国立憲問題』(清韓問題研究会、1908年、以下『大家論叢』と略記)という本がありますけれども、そこに書かれている日本人の論者の、中国の憲政に関する提言を検証してみたいと思います。

第2に、国制の問題です。日中間での国制の類似と差違がどのように考えられていたのかという問題を、検証してみたいと思います。

第3に、中国では、結果的に立憲君主制の導入に失敗し、あとは複雑な経緯をたどっていますが、そのことが日本の憲政論議にどのような影響を与えたかを考えてみなければなりません。今日の報告では、この点についてまだ全面的には展開できません。

そこで方法的な問題ですが、これはさきほど布川氏の趣旨説明にありましたけれども、まず比較国制論的な観点というのが不可欠です。しかし、比較史的な観点にとどまらず——これは曾田氏のご著書を読んで良く分かったのですけれども——両者の関係性を踏まえつつ中国における憲政導入の意味を考えていく必要があるだろうということです。

ベクトルで言いますと、日本の立憲君主制→中国の憲政導入と、それとは逆の、中国の憲制導入——辛亥革命で立憲共和制になるわけですが——が、日本の立憲思想と立憲制度にどういう反発をもたらすのかというような相互作用を考えることが大切でしょう。当然のことではありますが、日本の憲政も絶えず動いていくものなので、その連関を考えなければいけないということあります。

1 憲政の含意とその多様性

続いて内容の方に入っています。1番目の憲政の含意とその多様性ということで、先ほど言及した『大家論叢』において、憲政というものがどのように論じられているかを確認してみたいと思います。同書に論考を寄せているのは、最初の達壽以外は、日本人です。その人たちが参照しているのは、日本の憲政の歴史と現状であり、それを踏まえつつ立憲制が論じられていることを、まず念頭に置かなくてはなりません。

(1) 憲政の機能——何のための憲政導入か

さらにもう一つ、前提として確認しておかないといけないのは、憲政を何のために導入するかという主体の意図が、憲政にどういう意味を含みこませるかということと大きく関係している。極言すると、憲政導入の意図がその内容を決定してしまう、そういう側面があることも確認しておきたいと思います。

このような観角から、まず中村進午(国際法学者、日露戦争時、開戦を主張した七博士の1人)を取り上げたいと思います。彼は『大家論叢』の中で、中国における憲政導入の動向にかかわって、その意図を6点ほど挙げているので、簡単に確認します(中村進午、pp.93-94、以下『大家論叢』からの引用は、筆者名と頁のみ記す)。

第1、「憲政を採用するの国は、概ね財富み兵強きを看取し、彼れも亦た一たび之に倣はゞ、則ち百年の積衰を挽回し、富強立地になるべし」としています。要するに、富国強兵論です。

第2、日本が年々勢いを増してヨーロッパ列強に伍して、現在世界で活躍するのを見て、「能く憲政を施き、巧に運用の実を挙げなば、則ち東洋の天地に雄視し、近くは以て歩を日本と競ひ、遠くは以て威を歐米に振ひ、一躍して霸を称するに足ると思惟せる」ことをあげています。

第3、中国の現状は上下離反し政府は「万民の怨府」となっているから、「立憲の好餌を以て、民心を収攬するに若かず」と推断したことです。

第4、内には「満漢両種の党争」、外には「欧米列強の誅求」があるという内憂外患を開拓するためには、「拳国一氣、官民齊力、以て社稷に尽さゞるべからず」と考えたことです。

第5、「庶民の意を容れて、以て官権の濫溢を制し、民の枉屈を伸べ、民の痛苦を救はんとする」には立憲政治にまさるものはないと思惟したことです。

第6、「内にしては自国の分裂を防ぎ、之を外にしては、外邦の分割に対せんとする、先づ以て立憲の新制を採り、拳国一致、官民同志、以て自ら強ふするの要ありと思惟せる」ことです。これは第1～5で述べたことの繰り返しです。

以上の6点は重なっている点が多いので、まとめてみると、富国強兵とそのための国家の統合という問題になります。そこには、満漢の対立をどうするかという問題と欧米列強の侵略にどう対処するかという問題がありますけれども、大きくまとめればそれが第1です。2番目に、民意への配慮と民心収攬ということです。大体この二つにまとめられるではないかと思います。

この二つに加え、中村進午もそうなのですが、実はこの『大家論叢』の中では、もう一つ欠かせない論点があります。有賀長雄と板垣退助、そして竹見生(ペンネーム)も書いていますけれども、そういう人たちが革命の防止ということを非常に重要な目的として論じています。言いかえ

ると、革命党の体制内化、そこに立憲制導入の意味があるというような議論を展開しているのです。『大家論叢』で議論されている論点をまとめると、だいたいこれら3点になります。

繰り返しますが、富国強兵・国家の統合、民意への配慮と民心收攬、革命の防止はトライアングルを形成して、相互に関連しつつ、立憲制導入の動機あるいは目的になっているということが確認できます。ただし、有賀と板垣の認識には大きな隔たりがあり、そのあたりにも言及すべきでしょうが、本日は省略せざるをえません。

(2) 憲政の内実

① 中央集権(法制・税制)

次に、憲政がどのような内容で語られているのかということです。4点レジュメにあげてあるのですが、まず、ほとんどの論者に共通しているのが、中央集権の問題です。『大家論叢』の冒頭に掲載されているのは、清国から日本に来ていた達壽の論説です。達壽が立憲制導入についての自身の意図を説明し、その後日本人が意見を述べるという構成になっています。達壽は、憲政導入の先決問題として「法制の画一」「財政の統一」「教育の普及」を挙げ、後に続く論者の多くが中央集権について論及しています。ただし、責任内閣制という形で具体的に議論しているのは有賀長雄だけです。他の論者は政治システムにまで論及していません。

多くの論者は、次の大隈重信の引用のように、立憲政治を実施するには中央政府に行政組織をまとめなくてはならないと論じる点で共通しています。該当箇所を引用しておきます。

立憲政治を実施するには、之が先決問題として、行政の組織を造らねばならぬ、ソレには國家の権力を、中央政府に纏めねばならぬ、（中略）次に必要なるは、裁判権の統一、則ち司法の統一である、（中略）立法、司法、行政の三権鼎立が、ドウしても憲法政治の根本組織でなければならぬ（大隈重信、p.146）

この引用文の中で、1点注意しなければならないことがあります。大隈は三権鼎立が憲法政治の根本組織だと言っていますが、論理の流れからみると、中央集権を確立してから三権鼎立という順序で考えているものと思われます。全体では、清国の現状に照らして、中央集権を強調しているのですが、一言にせよ三権分立に言及していること自体に注目しておかなくてはなりません。なぜなら、その他の論者はこの点についてふれていないからです。

それは何を意味するのでしょうか。当たっているかどうか自信はありませんが、私は、三権分立が論者の中で憲政の原則として位置づけられていなかったのではないかと推測しています。なぜかというと、議会の開設については、明示的ではありませんが、それを想定した議論が展開されているのに対して、三権分立についてはそうしたことが一切窺えないのです。日本の論者には、『大家論叢』を見る限り、憲政と三権分立が接続されていないことが見えてきます。そもそも集権的国家をいかに作るかというところから、憲政導入の議論が始まっているのですから、三権分立という契機に入る余地がないのは当然だとも言えます。

もう少し補足します。大隈の言っている「三権鼎立」についても、彼自身がどういう意味で使っているかよく分かりません。曾田氏の著書によると、有賀が三権分立についてふれているという

記述があります。その部分を読むと、私たちが普通にイメージする三権分立ではなくて、立法権による行政権の抑制を批判するというか、それに抵抗するために三権分立が言及されているように受け取れます。すなわち、袁世凱の總統としての権力が、立法の側によって抑制されるのを排除するために三権分立が持ち出されていると読むことができます。そうだとすると、いわゆる三権分立として一般にイメージされているものとは異なった意味でこの言葉が使われていることになり、大変興味深いことだと思います。中国では憲政の導入によって、立法権がコントロール不能になるほど強化されると想定されていたのでしょうか。

② 民意を容れた政治と国民教育

憲政を、民意を容れた政治と解する点では、多くの論者が共通しています。たとえば、犬養毅の次の文章を掲げておきます。

支那国は、既に立憲政治の要素即ち精神が備わつて居る、而して歴朝の採りたる政治の精神も、民意に余儀なくせられつつ、形式こそは異なれども、実質に於ては終始一貫、毫も渝ること有る無く、以て今日に沿革し来つたのである（犬養毅、p.307）

民意を容れた政治が立憲政治の要素であり、そうした政治の精神は中国の歴史にもともと存在するというのが、この趣旨です。前半部分の民意を容れた政治という点では、たいていの論者がそのようなことを述べています。ただし、それは、そのまま参政権を意味するものではありません。参政の権利という形で、明確に権利として位置づけたのは、『大家論叢』の中では、浮田和民と島田三郎などごく少数の人たちだけです。

また、引用した犬養の文章を見てみると、多分に方便の色彩が濃いのですが、立憲政治の精神は、中国にも歴史的に存在したという言い方で、過去との断絶ではなくて過去と接続するものとして言及されています。大隈もほぼ同様のことを述べていて、立憲政治は儒教主義の王道であるという言い方をしています。引用します。

儒教主義と云ふものは、最も立憲主義に適応したものである、立憲政治は儒教主義の謂ゆる王道である、君主專制、則ち君主の專斷に依つて、天下の政治を行ふと云ふことは、儒教の主義に反して居る、民と共に親み、民の心に副ふと云ふのが、儒教主義の政治上に於ける大理想である（大隈重信、p.144）

ここから分かるように、民意を容れた政治は儒教主義と結びつけられ、西欧式立憲主義に見られるような参政権としては措定されていません。逆に、参政権としないために、儒教主義と接続されたと言った方がよいのかも分かりません。

国民教育については、達壽も述べていますが、多くの論者が言及しています。有賀の招聘に同行して中国におもむいた青柳篤恒の次のような説明は代表的な事例です。

〔清国では〕上流の下級は直ぐ下流であって中流社会なるものは存在しない、これで立憲政治が出来やう乎、苟も立憲政治を以て國是と定めた以上、先づ中流社会を創建し更に其健全化を図らねばならぬ、（中略）そのためには国民教育普及を以て唯一の方法としなければならぬ、

(青柳篤恒、pp.178-179)

③ 議会・代議制

続いて、布川さんが提起された議会・代議制の問題ですが、これは非常に多くの問題をはらんでいて、それをどのようにとらえるか、論者によってかなり幅があります。先程述べたように、共通しているのは、民意を容れた政治を実現するために、何らかの形で議会制が想定されていたという点です。多くの論者が国民教育の必要性を指摘したのも、国民の政治への関与が不可避であることを認識していたからです。そこから先は、かなりバリエーションがあります。具体的に見てていきましょう。

たとえば、青柳は立憲政治について次のように述べています。

立憲政治は多数政治である、国民政治である、中流政治である、多数国民の智識の程度如何、中流社会の思想健全不健全は立憲政治成敗の岐るべき關鍵である（青柳篤恒、p.177）

ここで青柳は、きわめて明快に、立憲政治を多数政治、国民政治という言葉で置き換えて説明しています。

ところが、多くの論者は、議会制がいざれ必要になるだろうと認識していると思われますが、青柳のように「立憲政治は、多数政治である、国民政治である」と言い切ることはしません。民意を容れた政治とはしているものの、そこで留まる場合と、多数政治・国民政治という言葉を立憲政治と互換的に使う場合とは、かなり認識に開きがあると言えます。後者の場合、すなわち多数政治、国民政治と規定してしまえば、普通選挙にストレートにつながるわけではないにしても、それに近い論理を内包してしまうのではないか、親近性があるのではないかと考えられます。

さて、もう一つ、板垣退助の考え方を取り上げてみましょう。板垣は次のように述べています。

憲政の運用に関して、政党の必要なることが第一義である。従来の私党を公党にして、人には天賦の自由があり、政治上の意見があるわけだから、その意見を闘わせて其れ大いに合する所のものを採りて之を行う、これが憲政の本義である（板垣退助、p.193）

さすがに自由民権運動を通じて政党の領袖をつとめてきた板垣らしい説明です。政党の必要性に論及したのは、『大家論叢』の中ではただ1人、板垣だけです。他の論者は政党については何も述べておらず、議会政治をどうとらえるかについては、日本人の論者のなかでも相當に認識の差があると考えられます。

少し横道にそれますが、板垣の代議制についての理解は、次のように大変興味深いものです。

少数智者有りて、常に社会の多数人を指導し、之が投票選挙に依りて、其の信任を得て政治を行うの要有る、是れ則ち一般多数の愚者をして、智者の働きをなさしむる所以で、代議政体の価値である（板垣退助、p.195）

少数智者への政治の委任を正当化することに代議政体の価値が置かれていること、この発想が重要です。参政権を基礎にして代議制を説明する見方とは、かなり距離があることが分かります。

なお、「憲法政治と云ふものは、参政の権利を国民に与ふるものである」として、「憲法政治」と参政権を明確に関連づけて言及したのは、浮田和民だけであることにも注意をはらっておきたいと思います。

議会開設の時期についてはどうでしょうか。議会について、いざれは必要だと考えている論者は多いのですが、直ちに導入せよと主張しているのはごく少数です。次も板垣のものからの引用です。

第三に研究すべき問題は、議会開設期の急激である、余の見る所を以てすれば、清國の憲政創立は、謂ゆる巧遅拙速に若かずで、成るべく急に実行するを可とする、十年若しくは十五年の後を以てするならば、熱烈なる民間の有志家は、必ず之を待つの迄に絶へずして、陳唱異話、争ふて革命の旗を翻へし、其惨將に測るべからざるもの有らんとす（板垣退助、p.198）

板垣の他には、青柳が期間限定でやるべきだと言っている以外に、ほとんどの論者が課題として言及していません。議会については、まだまだとても無理だという判断だと思われます。先送りの議論については、後述します。

④ 連邦制・自治制度

連邦制・自治制度については、割合に見解が一致しています。たとえば、浮田和民の次のような見解があります。中国においては日本と同じように中央集権的な国家統一は無理である。したがって、各省に憲法を作らせて実質的に立法・行政・司法の三権を備える。中央政府は各省の上に立つが、最高権=法律の裁可不裁可権を有するに止まる。

論者によって、ややニュアンスに違いがありますが、日本のような強い中央集権制（一元的な集権）は適合的ではないという認識の論者が割に多いということが『大家論叢』の特徴だろうと思います。つまり、中国と日本とでは憲政導入の条件が根本的に異なると想定されているということです。

（3）憲政=議会制論への懷疑

話が前後しますが、ここで憲政=議会制という捉え方そのものに懷疑的な議論についてもふれておきます。寺尾亨（日露戦争のときの開戦論者の博士の1人）は、次のように述べています。

清國の現状を察するに、単に上皇帝に対して、或種の権力を制限し、下国民の為めに、生命財産の安固を目的とする位の、極めて保守的憲政ならんには、之を実施するも格別不可ならんか、竿頭更に一步を進めて、進取的憲政を実施するには、時期尚早しと結論する方が、却つて穩當であらうと思ふ、換言すれば、一の先決問題がある、先決問題とは何ぞや、曰く、清國の現社会思想を改良すること即ち是れである（寺尾亨、pp.12-13）

憲政を保守的憲政と進歩的憲政に区分していますが、おそらく議会制の有無がその基準になっているのではないかと思われます。多くの論者と同じ時期尚早論と言えなくもないですが、寺尾の場合、「憲政必ずしも可とは云へぬ、（中略）憲政にも幾多の欠点は有る、專制必ずしも不可なりと断ずるは、是れ亦た大なる謬見で、專制政治にも幾多の長所がある」としており、憲政は専制より

望ましいという前提をもたない点が特徴です。その限りで憲政と專制は等価とされているのです。

ただし、ここから先は他の論者にも共通しています。つまり、教育が普及していない現状の中国で憲政を導入すれば、一部の野心家がこれに乘じる機会を与えることになり、國家が動搖することになる、というわけです。先ほど、浮田は憲政の基礎に參政権をすえていたと述べましたが、その浮田にしても、「国民智識の程度が、極めて低劣なるに拘らず、之に參政の権を与ふるは、徒らに國政を紊乱するの基を為すのみで、百害有りて一益無きは、智者を俟つて後之を知るべきでない」と述べています。

議会制論にかかわって、2点補足しておきます。一つは、曾田氏の著書でもたびたび言及されている有賀が、議会制をどう考えていたのかという点です。有賀は『大家論叢』には短い文章しか寄せていなくて、それだけでは判断できません。そこで曾田氏の著書が参考になるのですが、それを見ても、基本的に議会制が棚上げにされているか、はるか彼方に先送りされており、その点では『大家論叢』の多くの論者と一致しています。限られた期間で強い統一的権力を作ることに重点を置けば、そうなることは必然と言えるでしょう。

もう一つは、これもある意味で当然のことですが、有賀だけではなく、すべての論者が参照項としているのは日本の立憲制だということです。日本と同じ順序を踏まないと憲政導入は無理である、同じような手続きで準備をして同じような期間を置かないと憲政の定着が無理だというふうに考えますから、議論はどうしても議会制を先送りすることになってしまいます。

けれども、果たして中国の当時の情勢を考えた場合、日本モデルによって憲政を導入した時に、どのような問題を起こすのかということを考えないといけないでしょう。つまり、寺尾の説くように議会制を導入することが混乱を招くのか、あるいは板垣のいうように、革命党を体制内化するためには議会制を早く導入した方がよいのか、といったことです。このあたりの問題がどのように処理されていくのか、深めていく必要があると思います。

2 日清両国の類似と相違

次に、日清両国の国制の類似と相違がどのように捉えられていたかについて考察していきます。

(1) 君主制と主権

君主制と「主権」の関係について見てみましょう。加藤弘之は次のように述べています。

日本が万世一系の君主を戴けるに反して、清国は過去の事実に於て、寧ろ広き意味に於ける一種の選挙に依つて、君主が定められて居る、然らば国民の君主に対する観念が、全然日本と異つて居る（加藤弘之、p.214）

犬養の文章も興味深いので、引用しておきました。

我国に於ては、天皇先づ在り、而して後に国民が有るので、天皇の位たるや、先天的確定的であつて、庶民の窺竊するを許さぬのである、然るに支那に於て云ふと、天子の位なるものは、天に代つた一の職分である、国民先づ在つて、而して後に天子が有るのである（犬養毅、p.289）

この認識を先に進めると、中国の国制は國民主權あるいは共和制にきわめて親和的であるということになります。辛亥革命が起こって、1913年に「中華民国臨時約法」で主権在民が規定されたとことを想定すると、かなり的確な判断がなされているのではないでしょうか。なお、日本と中国の君主制の差違についてのこうした指摘は、天皇制は非常に特殊で優れたものであるとして称揚することと一体のものであることには注意が必要です。

(2) 自治と民主主義

次に、自治と民主主義についてです。憲政導入の前提として中央集権制を強化することが強調されるのは、裏返せば、清国の政治体制において地方の独立性が強いという認識があるからです。加藤弘之は「外觀は、清国は專制君主国であるが、實際はデモクラシーの政治である」と言っています。その場合、デモクラシーが何を意味するのかがポイントになります。加藤は、次のように述べています。

政治上と財政上の機務を、地方総督が独断専行すること能はぬ、然らば何人がソレに容喙するかと云ふに、清国各地方には紳士なるものが有る、所が、謂ゆる紳士中にも、大紳士と小紳士の別有つて、各々総督や巡撫の行動を掣肘する、此点よりせば清国には、デモクラド主義の政治が行はれつゝあるかの様にも見える（加藤弘之、p.215）

ここに言われるような現象が民主主義であるかないかは別にして、地方の独立性の強さ、統制的権力の弱さが論者の共通認識になっています。地方の独立性の強さが政治組織の混乱の原因となり、そういう状況で立憲制を導入するのは、そもそも無理だという議論もあります。その場合には、立憲制を導入するということと地方の独立が強いということが対抗的にとらえられているわけです。

(3) 多民族性

多民族性については、あまり注目されていません。当時の日本帝国が单一民族だというわけではありませんが、日本の憲政導入は多民族国家を想定したものではありませんから、それに規定されて民族の多様性を考慮していないのだと思われます。

3 日本にとっての中国での憲政確立の意味

そのあたりを踏まえたうえで、日本にとって中国での憲政の確立がどのような意味を持っていたのかということについて、もう少し展開してみます。ただ、手がかり程度のことしかお話しできないので、その点を予めご了承ください。

(1) 立憲君主制の挫折（辛亥革命）の衝撃

これについては、最近、辛亥革命当時の清国公使であった伊集院彦吉や陸軍軍人の宇都宮太郎の日記をもとにした櫻井良樹氏の研究（『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、2009年）があります。それらを踏まえたうえで、有賀の活動がどのように位置づけられているのかということを考えなくてはいけないのですが、今日はそこまでお話する用意がありません。『大家論叢』は辛亥革命以前のものですが、辛亥革命の時の日本の対応に関連するもので一つだけ引っかかったものがあるので、紹介しておきたいと思います。

それは、前述した青柳の議論です。彼は以下のように述べています。条約に定められているところによれば、日英同盟は今から7年半後に期間満了を迎える。13年後までに憲政導入と言われているが、日英同盟が終焉を迎える前に立憲事業・国家統一事業が進められなくてはならない。なぜなら、

日英同盟の根柢の原因たる印度方面の防備に関する英國の心配が英露協約に因つて除かれた以上、此同盟が更に再び継続されやうことは思ひも寄らぬ、此所に諄い説明は略すとして、日英同盟にして一度消滅したならば、日仏日露協約は大なる影響を受くるは必然であつて、其存続さへも亦頗る疑はざるを得ない、於是乎日本を中心とする支那保全を目的としての列国間協商は切れ＼＼（くり返し記号）になる、支那に於ける列強間の均整は破れる、機會均等主義は一種変態的怪妙なる働きを開始する、如何なる攘奪が支那に於て列強の手に因りて行はれないとは限らない（青柳篤恒、pp.175-176）

日英同盟の継続はおそらく不可能だろうから、そうなれば列国間協商が不安定化して、競争激化によって侵略が強化される可能性が生まれる。そういったことを防ぐために、中国が早く立憲制をしいて国家統一をしなければいけないという議論になっています。中国の憲政導入における国際的インパクトが切迫感をもって認識されていることに注目しておきたいと思います。

このような青柳の見解は、ある種の危機意識によってもたらされたと考えられます。日英同盟が終了し、列国間競争が始まった場合、日本がそこから敗退してしまうのではないかという懸念があることが推測されます。他方で、そうなった場合に、日本の膨張政策に対する歯止めが喪失されてしまう可能性もあります。そういう観点から青柳の情勢認識を考えてみなくてはいけないと思います。

実際、辛亥革命が始まると、陸軍を中心にさまざまな策動・謀略が行われました。青柳の議論は、日清・日露戦争間に唱えられた「支那保全論」の流れをひく議論になっています。さらに思い切って言うと、青柳の情勢認識や危機感を前提とするかぎり、ワシントン体制の成立は日本にとってそれほど悪くない、むしろ望ましい地域秩序であったとも考えられます。

やや先走ってしまいましたので、話をもとにもどします。辛亥革命によって清国の立憲君主制への移行が挫折したことは、日本の憲政あるいは憲政論議の展開にどのような意味を持ったのかということです。

いくつか考えられることを簡潔に述べます。第1に、結局、軍閥割拠状態になりますので、それまであった中国非統一国家論が強化され、次第に共通認識となっていくことです。それは、後に満州事変が起こった際、国際連盟で日本が自らを正当化する論拠の一つを構成することになります。第2に、第1の点と裏腹の関係ですが、中国で立憲君主制が失敗したことによって、逆に日本の憲政の特殊性、万世一系の天皇制の優越性がさらに強く意識されることになるという点です。第3に、中国が強い統一権力を形成できなかつたことが、権益拡大をめざす日本の政治勢力に策動の根拠を与えることになりました。

そのような経緯が、日本の国内政治にどのように影響するのか、ことに、憲政の議論にどのような

に影響していくのかということを考えなくてはいけないのですが、今日はそこまでの準備がありませんので、今後の課題としておきます。

(2) 「人民の権利保障」なき憲政導入論

今まで紹介してきた『大家論叢』の中で、出てこなかつた論点は何でしょうか。この点について残りの時間で補足しておきます。少し後になりますが、1916年に吉野作造が発表した「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」という有名な論文があります。そこで言っている憲法政治と1908年の『大家論叢』で書かれている憲政の概念とどう違うかということです。

吉野によると、憲法政治とは、二つ要件があり、一つは、憲法は普通の法律に比して一段高い効力を付与されていなければならないということ、いまひとつは、内容として次の3点、①人民権利の保障、②三権分立主義、③民選議院制度の三つを包含しなくてはいけないというふうに言っています。

そうすると、『大家論叢』の中では、①の議論はほとんど出てこなくて、唯一権利について述べたのは、板垣が言論・集会・出版の自由を述べた以外に皆無です。それから、三権分立も希薄であるということはすでに述べましたし、曾田氏の著書の中でふれられている憲政論でも、権利の保障の問題は、議論がほとんど行われていない。こうした特徴は、上からの憲政導入であるということを考えればある意味当然ともいえます。『大家論叢』で論説を寄せている論者の政治的傾向も考慮しなくてはなりません。とはいっても、明治憲法に規定がないわけではないですから、人民の権利保障について議論をしていないという状況については、注意が必要だと思います。

その点については、西欧式を先進的と指定して、どれだけ遅れているか、といった考え方をすべきではないでしょう。憲政の一つの型、世紀転換期前後10年における東アジアの憲政論の特質といった観点から位置づけてみてもいいのではないかと思われます。さらに、それが非西欧式として捉えた方がいいのか、そこまで一般化できないのか、また、日中両国の憲政を比較した場合、どのレベルで同質で、どのレベルで異質なのかということを、歴史段階を踏まながら、客観的に考察を進めていくべきでしょう。曾田氏の著書は、そういう意味で参考すべき論点を数多く提出されています。

一つだけ例をあげておけば、中華民国の「臨時約法」を日中の憲政論議の展開過程にどのように位置づけるかという課題があります。これは中国史の脈絡だけではなくて、日本の憲政の議論と結びつけて評価してみる必要があるだろうと思います。『大家論叢』の議論からみると「中華民国臨時約法」は非常に大きな飛躍を果たしています。それは主権在民を明示して、明治憲法とまったく異なる原理を導入しているからです。その点から見ると異型と考えた方がよいかもしれませんのですが、人民の権利規定の保留の問題について言うと、明治憲法に近い。つまり、人民の権利保障の観点から見ると異型ではなくて、同型と考えた方がよい面もあります。

さらに、主権在民というのは必ずしも人権の確立に結びつくわけではなくて、権力の正当性を調達するものとして指定されたと考えることもできます。1924年に、孫文が「代議政体は中国に移植できない」として、人民独裁への評価を口にしたと言われますけれども、主権在民は人民独裁と結びつく側面が強いと思われます。

また、1910年代後半以降のデモクラシー論は、『大家論叢』の憲政論とは質的に異なる段階にあると考えられます。主権在民とは言いませんが、実質上はそれに近い議論が展開されてもきます。吉野の民本主義を批判し、「立憲政治とは、凡ての政治は一般人民のために、人民の意志に拠り、人民自らが之を行ふという意義である」（「吉野博士の憲法論を評す」『国家及国家学』1916年3月号）という植原悦二郎の議論もあります。辛亥革命以後の憲政論は、「大正デモクラシー」期の憲法論と比較していくことも必要です。

おわりに

西村成雄さんが論じられているような党国体制の形成（西村成雄・国分良成『叢書 中国的問題群〈1〉党と国家——政治体制の軌跡』（岩波書店、2009年）は、中国史の問題ではあるのですが、そこで閉じてしまう問題ではないと思います。繰り返しになりますが、日本では同時代に「大正デモクラシー」状況を迎えていたわけですから、憲政の議論も相互比較的あるいは連関的にやらなければなりません。その一つの素材として、今井嘉幸の「中華民国憲法（私案）」があります。これは中華民国の憲法についての彼の私案なのですが、そこに表出された憲政論が、日本の憲政議論の中でどのような意味を持っているのか、まずはそのあたりが今後の課題となるでしょう。

最後に、曾田氏の著書を読み、日本史・中国史の枠組を超えた議論が今後ますます必要とされていることを改めて痛感したことを申し添えて、私の報告を終えたいと思います。

質疑応答

布川 弘

今的小林先生の報告について、質疑を頂きたいと思いますが、どなたか……？

曾田三郎

最後の所で言及された、「中華民国憲法（私案）」についてです。今井は、北洋法政学堂で吉野と一緒に仕事をしていた。今井は革命支援で、出かけて行くのですよね。彼が書き残したものに『建国策』という書物があつて、これは狭間直樹さんが取り上げられ、論文を書かれています。実はこれは、当時の中国の新聞でも報道されています。『大公報』という中国の新聞、中国語版でやはり『建国策』という論文が彼の名前で載っている。今井はまた、その後『建国後策』も出している。この『建国策』や『建国後策』と「中華民国憲法（私案）」というのは、その趣旨としては同じものなのか、それとも別のものなのかということだけ確認したい。

小林啓治

そうですね。最近入手したばかりで、日本語でないこともあって、読む時間がとれずに今日来てしました。そういうわけで、今は何もお答えできません。

曾田三郎

中国語で書いていたのでしょうか。

小林啓治

中国語です。『建国策』と『建国策後』が『孫文研究』に載っています。報告でも述べましたように、大変興味深いのですが、分析についてはこれから課題としたいと思います。

布川 弘

よろしいですか。他に何か？

有馬 学

青柳の議論で、触れられている支那保存論ですが、考え方の枠組みとしては「支那保存論」に似ているということですが、ワシントン体制とどういう意味で接続するのか、説明をちょっとしていただければと思いますが。

小林啓治

要するに、統一的な中国の枠組みを破壊・分断せず、それを維持するということを基本にしていることが接続的であると考えています。ワシントン体制は、そのことを列国が明示的に保障するといった枠組をとったわけです。その点が20年代的な状況ではあるのですが、秩序維持の核には共通するものがあるという意味で接続的だと考えられます。

布川 弘

今の有馬先生のご質問については、恐らく小林さんの本業の部分にあたると思いますので、全体討論の時に、国際環境の中での立憲国家という問題として、もう一度取り上げてみたいと思います。他に、軽い質問で、何かもありましたら……よろしいですか。それでは休憩なしで、すみませんが、水羽先生と金子先生、よろしくお願ひします。